

令和7年度 さいたま市立尾間木小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。しかし、心身の発達が十分に遂げられていない児童にとっては、その成長の過程において、何らかの理由により、どの児童もが被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。これらの基本的な考えをもとに、いじめの撲滅を目指し、教職員全体がささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応をしていく必要がある。学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そこで、児童一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いを認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを進めていかなければならない。そうした中で、本校児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長し、いじめを起こさない・許さない集団を育成するために、「さいたま市立尾間木小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に該当いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 2 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応をする。
- 3 いじめる児童に対して、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 4 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけあい」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の被害感情を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめを「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たしているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

- (2) 構成員：管理職、教務担当、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、各学年関係職員
※必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校担当医師等の構成員以外の関係者を招集する。

(3) 役割

いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のために、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談、通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があつた時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係を把握しいじめであるか否かを判断する。
- ・いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（P D C Aサイクルの実行を含む）

(4) 開催

- ア 定例会（6月・2月）
- イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて月1回開催）
- ウ 緊急部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

2 児童会による啓発活動

- (1) 目的：いじめを許さない集団やみんなが仲よく楽しい学校を作ろうとする意識を高めいじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：4・5・6年生の学級代表児童（必要に応じて、他関係児童）
- (3) 開催：各学期1回以上
- (4) 内容：「いじめ0」に向けて話し合い、具体的な取組を推進する。

V いじめの未然防止

全ての児童が安心・安全な学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校をつくることを基本とする。

1 授業の改善

すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を目指す。

2 道徳教育の充実

1学期中に、「B 主として人との関わりに関するこ」の内容項目を取り上げて指導する。

3 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して（今年度は6月3日～6月30日）

- ・児童会を中心にキャンペーンの展開を行う。（ポスター、スローガンなど）
- ・校長等による講話や、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導

- ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
- 4 「人間関係プログラム」を通して
- ・人と関わる際に必要となる力に気付き、いじめの未然防止に取り組む。
 - ・各学級担任が、学級の雰囲気づくりやスキルの定着度を的確に把握し、規律の中にも温かな雰囲気を醸成し、友だちから認められる集団づくりに努める。
- 5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して《自分の悩みを相談できる児童の育成》
- ・児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。(全学年対象)
- 6 メディアリテラシー教育を通して
- ・スマホ・携帯安全教室の実施
- 7 教育相談体制の充実(毎週木曜日・随時、担任に申込み)
- 8 読書活動の充実・推進(全学期)
- 9 情操教育の推進(音楽活動、絵画のある学校環境・緑豊かな環境)
- 10 特別活動の充実(集団づくり・異年齢集団活動の推進・各係活動など)
- 11 保護者への啓発
 - ① 「早寝・早起き・朝ごはん」を始めとした、子どものよりよい生活習慣の確立
 - ② 家庭における人と関わる体験や機会の充実を呼びかける(懇談会など)
 - ③ 「心を潤す4つの言葉」・「ノーテレビ・ノーゲームデー」の推進
 - ④ 学校保健委員会への積極的な参加の呼びかけ(事前の手紙)
 - ⑤ 「基本的な生活習慣の確立と子どもの育ち」をテーマにした講演会の実施
 - ⑥ さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの教育相談日の周知(毎週木曜日)
 - ⑦ 家事の分担等で、子どもを認める機会を増やし、家族での居場所を意識させる取組の呼びかけ(懇談会・学校からの便り)
 - ⑧ 子どもに忘れ物をさせない支援の推進

VI いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

- 1 日頃の児童の観察
- 早期発見のポイント
- ・児童に小さな変化はないか。
 - ・健康観察:元気はあるか。いつもと違った感じはないか。
 - ・授業中:発言に対する嘲笑はないか。(姿勢よく)授業に参加しているか。
 - ・休み時間:楽しく過ごしているか、遊びのようながらかいはないか。
 - ・登下校:仲よく登下校しているかなど。
- ※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 2 「心と生活のアンケート」の実施とアンケートの対応
- ・アンケート年3回の実施(4月、9月、1月)
 - ・アンケート結果の情報共有(学年、学校全体)
 - ・事後の面談と面談情報の共有
 - 面談した児童について、学年・学校全体で共有する。その際、市教委から配付されている面談記録シートに「いつ」「だれが」「どこで」「どのような内容」が記録し、保存する。
 - ・保護者との連携(必要に応じて)
- 3 毎月の「いじめに関わる状況調査」の報告
- ・いじめを認知した時には「いじめに係る対応の手引き」に基づいて対応する。
- 4 さわやかポストの設置と活用、情報の共有

- 5 教育相談日の実施（毎週木曜日、必要な場合は随時実施、担任に申込み）
- 6 地域との連携、情報収集（民生児童委員、防犯ボランティアなど）

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を収集したりした時は、①状況を学年内で共有する。②学年主任は関係職員・管理職に報告する。③情報に基づき、速やかに対応する。

担当	内 容
校 長	組織的な対応の全体指揮 教育委員会への連絡（重大事態）
教 頭	情報の収集、構成員の招集、いじめ対策委員会の開催、連絡・調整、関係機関との連絡
教務担当	情報の整理・収集の指示（時系列、関係者、関係職員など）連絡・調整、関係機関との連絡
担 任	時系列の情報の収集・記録（時系列）・関係者への報告
学 年 主 任	情報収集（情報の整理）、担任の支援、学年としての体制の整備、連絡・調整
生徒指導主任	教育相談主任・特別支援教育コーディネーターとの連携、全職員との共通理解を図るための体制の整備
教育相談主任、特別支援教育コーディネーター	生徒指導主任との連携・関係職員への支援、関係機関との連携全職員との共通理解を図るための連絡・調整
養護教諭	情報収集（情報の整理）・養護教諭としての支援
スクールカウンセラー	アセスメントに基づく支援の指導助言や児童へのカウンセリング
スクールソーシャルワーカー	児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。

※情報は、関係職員が各自の立場で出し合い、全体で共有する。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。
- 「いじめに係る対応の手引き」に基づき、「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」の場合（児童生徒が自殺を図ろうとした・心身に重大な損傷を負った・金品等に重大な被害を被った）
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間欠席日数の目安は30日、理由もなく一定期間連続して欠席）がある場合
- 児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報があることから、次の対処を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 学校を調査主体とした場合と同様に解決に向かって取り組む
 - ウ) 校長はいじめの事実確認を行い、迅速に対応し、結果を教育委員会に報告する。

エ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※教育委員会が重大事態の調査の主体を判断する。

『学校を調査主体とした場合』

- 1 管理職は、関係する教職員などから、情報を収集する。
- 2 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 3 学校は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置し、事実関係を明確にするための調査を開始する。
- 4 調査結果から、いじめ対策委員会にて各関係委員が対応について協議し、いじめの解決に向けて、迅速な対応を図る。
- 5 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 6 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 7 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

『教育委員会が調査主体となる場合』

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提供など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応など教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- ・学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- ・学校評価アンケートの実施と結果の検証

2 校内研修

- ・特別支援教育
- ・人権教育
- ・生徒指導（いじめ防止について等）

3 日々の取組

- ・わかる授業を行い、考える力を児童に育成する。
- ・困った時は、担任や保護者に相談できる児童を育てる。
- ・どの子も居場所のあるクラスづくりを行う。（ほめる・認める）
- ・温かい人間関係を育むクラスづくりを行う。
- ・基本的生活習慣の重要性を保護者にも啓発し、協力して取組む。

X PDCAサイクル

学校いじめ防止基本方針が実情に即して機能しているかをいじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すという PDCA サイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCA サイクルの期間）の決定

- ① 検証を行う期間：7月・12月

2 「取組評価アンケート」、学校いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- ① 「取組評価アンケート」の実施時期：7月・12月

- ② いじめ対策委員会の開催時期：6月・2月

- ③ いじめの問題に関する校内研修の開催時期：6月・8月

6月：学校いじめ防止基本方針についての研修

8月：生徒指導に係る研修

8月：特別支援教育に係る研修

8月：人権教育に係る研修